

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から51年3月まで  
② 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間①については、私の国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付を行ってくれた母が亡くなっているため詳しいことは分からないが、20歳になったと同時に保険料を納付したと聞いていたので調べてほしい。

申立期間②については、昭和55年10月から同年12月までの保険料を申立期間②に充当すると記載されている領収書があり、その通知書もある。ところが、申立期間②についても未納とされているので、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、加入手続以後の国民年金保険料を全て納付しており、長期間にわたり任意加入もしていることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和56年3月に婚姻に伴い氏名及び住所を変更し、申立期間前の55年10月から同年12月までの国民年金保険料を、前住所地(A市)及び新住所地(B市)で重複して納付していることが、申立人の所持する両市の領収書で確認できることから、申立人宛てに送付されたB市の「国民年金保険料過誤納金納付期間変更通知書」によると、国民年金保険料が重複納付となったため、同年10月から同年12月までの保険料を56年1月から同年3月まで(申立期間②)の保険料に納付期間を変更する旨が通知されている上、同市の55年10月から同年12月までの国民年金保険料納付書・領収証書の欄外にも、赤字で「56.1～3に充当」と記載されていることから、申立期間②について、

行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 5 月に払い出されており、払出日において 20 歳の誕生日の前日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できるが、払出日の時点で、49 年 3 月以前は、時効により保険料が納付できない期間であり、申立人に係る A 市の国民年金被保険者検認台帳においても、申立期間①は未納の記録となっており、オンライン記録とも一致している。

また、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立期間①の保険料の納付を行ったとするその母親は既に亡くなっており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、その母親が申立期間①における申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで

私は、会社勤めをしていたが、昭和44年に父が亡くなったため、退職して兄と共に家業を手伝っていた。国民年金は兄が加入手続をして、私が結婚するまで保険料を納付してくれていた。兄は、「地域の区長による集金なのに未納があるはずがない。確かに納付した。」と言っている。申立期間が未納とされていることに納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、13か月と比較的短期間であり、申立人は、前後の期間の国民年金保険料を納付している上、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を全て納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を納付したとするその兄は、「妹の保険料を間違いなく納付した。当時は家族の保険料をまとめて地区の集金人に毎月納付していた。」と供述しており、その兄及び同居していた申立人の母親は、申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和47年5月に結婚し、同一町内に転居するまで住所変更等も無く、生活状況に特段の変化も認められない上、厚生年金保険被保険者の妻となったため、種別変更の切替手続を行い、同年5月20日付けで国民年金に任意加入し、引き続き保険料を納付していることから、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年1月から同年6月までは20万円、同年7月から同年12月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成20年1月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月1日から21年2月25日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間においても、毎月の給与額及び保険料の控除額は申立期間前と何も変わっていない。しかし、国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が申立期間前よりも引き下げられているので、調査をして実際に支給されていた給与額に基づく年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成20年1月から同年6月までの標準報酬月額は、申立人は給料支払明細書を保管していないものの、B市が保管する申立人に係る平成20年分給与支払報告書及び同僚の給料支払明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成20年7月から同年12月までの標準報酬月額

は、申立人が所持する同年 8 月分給料支払明細書、B 市が保管する申立人に係る平成 20 年分給与支払報告書及び同僚の給料支払明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、11 万 8,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成 20 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所から提出された同年 1 月に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、賃金台帳及び平成 20 年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届から、事業主がオンライン記録に相当する報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できることから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 1 月については、申立人及び同僚は、同月分の給与は事業主から支給されず、給料支払明細書も受け取っていない旨の供述をしている上、同僚は支給されなかった賃金について、「会社倒産後、破産管財人の弁護士から連絡があり、低額ではあるが未払給与に係る配当をもらった。このほかに、労災保険の関係で未払賃金の立替払をしてもらった。」と供述していることから、同月の厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて確認できない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月

私は、平成10年末にA社の大量退職者の一人となったため、11年1月にB市役所で国民年金の加入手続及び保険料の銀行振替手続を行った。その後、年金記録に1か月の空白があることが分かり、何度も年金事務所及びB市役所に出向いたが回復できないと言われた。自分の手続に誤りがあったとは思えないので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が勤務したA社の退職説明会において、早々に居住地の市役所へ離職票を持参し、国民年金の手続を行うよう言われたので、平成10年12月30日に退職した後の11年1月初めにB市役所に赴き、国民年金の加入手続を行った。保険料については、その加入手続時に同市役所窓口で納付したか、送付された納付書で納付したかは覚えていないが、同市役所の指示に従って日を空けずに納付した。その後、年金記録に1か月の空白があることが分かったが、自分の手続に誤りがあったとは思えないので、記録の訂正をしてほしい。」と主張しているところ、A社を申立人と同時に退職した同僚のうち、15人に照会を行った結果、11人から「事業所から速やかに国民年金加入手続をするように指示をされた。」との回答があり、そのうち1人は、「平成10年12月及び11年1月の保険料を納付するよう市役所で説明を受けた。」と回答している。また、申立人と同時にA社を退職した158人のうち、退職直後に厚生年金保険被保険者資格を取得した2人を除く156人に係る国民年金被保険者資格の取得日は平成10年12月31日であり、そのうち5人（全てB市以外に居住）の同被保険者資格の取得日は、当初、11年1月1日となっていたが、後に10年12月31日に変更されていることが確認でき、当該5人に照会を行った結果、

1人から回答があり、当該同僚は、「自分からは、被保険者資格の取得日変更は申し出ていない。」と証言している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得日は、平成11年1月1日と記載されていることが確認でき、その記録はオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、申立人が保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、国民年金被保険者の資格取得手続に関する当時の行政側の運用の適否を調査審議することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から62年3月まで

大学卒業後、25歳までA市に所在するB事業所でCとして働き、27歳の時(昭和54年)に母の勧めで同事業所退職時の昭和52年4月に遡って国民年金に加入した。その加入手続は母がしてくれたと思う。その後、D事業所のE業務を経て、F事業所のGとして勤務したが、国民年金には平成4年7月まで加入していた。もし未納ならば、強制加入期間であるため督促されているはずだが、そのような記憶は全くないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、前後の番号から、昭和62年7月頃と推認され、この時点を基準にすると、申立期間の大半である60年3月以前の保険料は、時効により納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の住所欄には「A市H」、国民年金手帳記号番号払出簿には当該住所を管轄するA市を示す「I」と標記されているところ、申立人は、当該住所には、昭和57年8月頃から平成4年6月頃まで居住していたと供述している上、当該年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の「被保険者となった日」欄には、「昭和52年4月1日」と記載されているものの、被保険者の種別欄には強制適用被保険者であったことを示す「強」の字を丸で囲い、その上部に昭和61年4月から強制適用被保険者が区分された「1号」と記載されていることが確認できるため、当該年金手帳は、申立人の国民年金への加入手続に伴う国民年金手帳記号番号の申立人への払出日(昭和62年7

月頃)時点において交付されたものと考えられることから、申立人は、「母が、私の国民年金加入手続を行ってくれた。」と主張しているものの、57年\*月に死亡している申立人の母親が、申立人に係る国民年金加入手続をすることはできない。

さらに、申立人は、「昭和57年頃に、旅行先で知り合ったJ社に勤務していた方から、国民年金だけでは将来が不安であるため、個人年金保険に加入するよう勧められ、その保険に60年頃に加入したので、遅くとも、57年頃には国民年金に加入していた。」と主張しているところ、当該勧誘者は、「私は、申立人が国民年金に加入されていると思い込み、当社の年金保険を勧めた。」と供述しており、申立人が国民年金に加入していたことは推認できない。

加えて、申立人は、「申立期間が、もし、未納ならば、強制加入であるため督促されているはずだが、そのような記憶は全くない。」と主張しているものの、申立期間は、当時、未加入期間であることから、申立人の申立期間当時の居住地を管轄するA市において申立人の当該期間に係る国民年金被保険者名簿が作成されたことはうかがえず、未加入とされている期間について保険料の督促が行われることもなかったと考えられる。

このほか、申立人及びその母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年8月までの期間及び62年2月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年8月まで  
② 昭和62年2月から同年8月まで

申立期間①及び②とも、私が会社を退職し次の会社に就職するまでの間、父が私に代わって国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。

申立期間①は、A社を退社してB社に入社するまでの期間であり、C事業所に勤務していたが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入し保険料を納付していた。

また、申立期間②は、D社を退社してE社に入社するまでの期間であり、F社に勤務していたが、当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入し保険料を納付していた。どうか納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその父親は既に死亡していることから、国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果において、申立人に対して、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立期間当時、申立人の住民票のあったG市においても、申立人に係る国民年金の加入記録は見当たらないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立人は申立期間において国民年金に未加入であったものとみられ、制度上、その父親が申立人の保険料を納付することはできなかつたものと考えら

れる。

さらに、申立人は、申立期間①については、「父親が、父親自身の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれた。」と供述しているが、オンライン記録を見ると、その父親には、国民年金の加入記録が無い上、申立期間①は厚生年金保険加入期間となっている。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 1184

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年9月1日まで  
私は、昭和20年4月にA社が経営していたB学校に入学し、その後24年4月29日まで引き続き同社C工場で勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が22年9月1日となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

B学校の同窓会組織である「D」の会員名簿により、申立人は申立期間当時、同校に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の「資格取得年月日」、厚生年金保険被保険者台帳索引票の「最初の資格取得年月日」等、複数の資料には、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和22年9月1日と記載されている上、当該払出簿を見ると、事業所ごとに同被保険者記号番号が払い出されているところ、当該払出簿において、同社に払い出された申立人を含む複数の同級生の同被保険者記号番号に対応する当該索引票の「最初の資格取得年月日」は、全て同年9月1日であることが確認できるとともに、当該払出簿及び索引票について遡って訂正されているなどの、不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。